

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社

資 産 の 部		負債および純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	16,481,683,208	流 動 負 債	15,668,806,816
現金及び預金	929,670,880	営業未払金	452,765,689
未収手数料	454,703,816	未払金	9,446,798,784
未渡クーポン	155,748,345	未払法人税等	18,995,008
営業未収金	7,246,651,823	未払費用	12,469,082
貯蔵品	235,365	預り金	201,126,614
前払費用	92,628,398	未精算旅行券	1,166,224,024
団体前払金	7,001,096,195	団体前受金	4,273,111,622
繰延税金資産	69,533,688	その他流動負債	97,315,993
その他流動資産	537,414,698	固 定 負 債	2,198,477,600
貸倒引当金	△ 6,000,000	預り保証金	2,198,477,600
固 定 資 産	2,848,932,326	負 債 合 計	17,867,284,416
有形固定資産	10,058,516	株 主 資 本	1,463,331,118
建物	9,724,467	資本金	100,000,000
器具備品	334,049	資本剰余金	3,100,000,000
無形固定資産	67,000	資本準備金	1,600,000,000
電話加入権	67,000	その他資本剰余金	1,500,000,000
投資その他の資産	2,838,806,810	利益剰余金	△ 1,736,668,882
関係会社株式	2,299,521,528	その他利益剰余金	△ 1,736,668,882
敷金及び保証金	458,247,962	繰越利益剰余金	△ 1,736,668,882
繰延税金資産	9,959,322	純 資 産 合 計	1,463,331,118
その他投資等	79,077,998		
貸倒引当金	△ 8,000,000		
資 産 合 計	19,330,615,534	負債および純資産合計	19,330,615,534

当期純利益 △ 1,734,270,148 円

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

総平均法による原価法より評価しております。

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法より評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法(リース資産を除く)

有形固定資産

定率法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成 25 年 1 月 1 日付吸収分割により旧近畿日本ツーリスト株式会社から承継した資産について平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもののについては、旧定率法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率法、貸倒懸念債権および破産更生債権等は財務内容評価法で計上しております。

(2) 退職給付引当金

主に従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、15 年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9 年)による按分額を発生翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9 年)による按分額を費用処理しております。

なお、当事業年度末においては、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態にあるため、当該超過額を前払年金費用に計上し、「その他投資等」に含めて計上しております。

5. 収益の計上基準

自社の企画旅行商品等の販売については旅行終了時に計上し、他社の企画旅行商品、手配旅行等の代理販売については発券時に計上しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(2) 当事業年度より、連結納税制度を適用しております。